平成２２年（フ）第５７４６号
東京都新宿区富久町18―９―402　足立方
債務者　徳永友子こと　康　　友子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７４７号
東京都墨田区横川５丁目２―２―908
債務者　山崎歌奈子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７４８号
東京都足立区梅田３丁目８―23
債務者　小林　幸次
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７５１号
埼玉県八潮市緑町１丁目20―９―302
債務者　大津　将史
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７５４号
埼玉県三郷市高州３―169―１　パークアベニューⅠ―102、住民票上の住所東京都葛飾区水元１丁目16―１―704　メロディーハイム水元公園弐番館
債務者　池田　哲也
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７５６号
東京都町田市小川1213―３
債務者　鈴木由美子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７６０号
埼玉県草加市松原４丁目D24―404
債務者　山田　　満
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７６１号
埼玉県草加市松原４丁目D24―404
債務者　山田　順子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７６６号
東京都練馬区東大泉７丁目31―40―A203
債務者　望月真一郎
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７６９号
東京都世田谷区八幡山３丁目24―16　第11島田マンション106
債務者　高橋　優美
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７７０号
東京都練馬区桜台２丁目40―10―101
債務者　吉本　記子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７７４号
東京都杉並区永福４丁目19―12
債務者　吉兼紀世美
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７７５号
千葉県東金市下谷80―78
債務者　飯嶋　貴子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７７８号
神奈川県相模原市相模湖町寸沢嵐3157―２
債務者　宮坂たか子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７８１号
千葉県柏市松葉町５丁目５―２―１―104
債務者　森　　秀樹（旧姓海野）
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７８３号
東京都多摩市永山４丁目４―22―306
債務者　磯　　信子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部